

第4回火災事故調査検証・再発防止対策会議	
令和7年11月25日	資料 NO.1

## 各種法令等との整合性

### 各検証項目における各種法令等との整合性

第3回会議において第2回会議で挙げた各検証事項について、法令・契約仕様書・運転管理手順との整合性等の観点から検証を行った。

事務局の見解について、法的専門家としての所見から問題ないかどうか、令和7年11月6日、戸田市顧問弁護士に相談を行った。

①受託者に火災の兆候を予見できた可能性はあったか。

粗大ごみ処理ラインを12時に停止した後、12時9分に火災報知器が発報した。粗大受託者職員が、破碎機室の扉を開けたが、煙が充満し、中に入ることができない状況であった。

粗大受託者に火災の兆候を予見できた可能性はあったか。

### 事務局見解

ライン稼働中は4か所のモニターにてラインを監視するとともに、ライン上の2か所に2名の職員を配置し、現場監視し、ごみのつまりや発火の確認を行っている。

当日も運転手順通り粗大ごみ処理ラインを停止させる前には、モニターにてごみがすべてピットに入ったことを確認し、2名のライン配置職員も処理ラインが停止するまで現場監視し、ライン停止後に昼休憩に入っている。

ライン上の火炎センサーも含め、この時点(12時)で火災の兆候はなかった。

以上、受託者は12時時点で火災の兆候は認知しておらず、12時9分に火災報知器発報により、火災を覚知した。粗大受託者は運転管理手順に則り運転し、また、ライン停止を行っており、かつ停止時点でライン配置職員の目視監視、操作室のモニター監視、ライン上の火炎センサー、いずれでも火災の兆候はなかったことから、その9分後に火災が発生することを予見することはできなかったと考えられる。

### 顧問弁護士見解

ライン停止を行っており、かつ停止時点でライン配置職員の目視監視、操作室のモニター監視、ライン上の火炎センサー、いずれでも火災の兆候はなかったことから、火災が発生することを予見することはできなかったと考えられ、事務局の見解で問題ない。

また、昼休憩に入った時点では火災の兆候もなく、火災の予見可能性はなかった。さらに、ラインを停止していたとのことで過去に停止中に火災が発生していないということから、昼休憩中にラインを監視する必要はなかったと言える。

②受託者は、火災報知器発報後、現場確認及び初期消火のために急行している。煙が充満し、初期消火に至らなかったが、このことについて責任はあるか。

### 事務局見解

施設運転管理等委託(ごみ、し尿)仕様書別表1ごみ焼却施設「業務の範囲」19において、自動火災報知設備発報時の処置は焼却等受託者が行うこととしている。当日は焼却等受託者の火災発生時の対応マニュアルに沿って、火災報知器発報後、現場に職員が現場確認及び初期消火のために急行し、粗大ごみ受託者と連携し、対応をしようとしている。

ただし、当該マニュアルには、「対応において、人身の安全確保、人命を最優先とした行動をとる事」が記されている。また、初期消火活動中に煙が充満したり、身の危険を感じた場合は直ちに退避する旨も記されており、初期消火が見込めない状況で人身を最優先して退避し、直ちに消防通報を行った対応は規定に沿った適切な判断であった。よって、初期消火を行えなかつたことについての受託事業者の責任はないものと考えられる。

### 顧問弁護士見解

火災発生時の対応マニュアルに沿って、火災報知器発報後、現場に職員が現場確認及び初期消火のために急行し、初期消火が見込めない状況で人身を最優先して退避し、直ちに消防通報を行った対応は規定に沿った適切な判断であったと言える。

よって、初期消火を行えなかつたことについての受託事業者の責任はないものと考えられる。事務局の見解で問題ない。

③火災報知器発報後、即座に119番通報する必要があったか。消防法では、火災を発見した者は遅滞なく通報する旨定められているが、119番通報までの一連の流れに問題がなかつたか。

### 事務局見解

火災報知器発報後、焼却等受託者職員が発報場所を確認し破碎機室に急行するとともに、粗大ごみ受託者職員も破碎機室に向かい、連携し現場確認及び初期消火を行おうとしている。

しかし、煙の充満により入ることができず、初期消火ができないと判断し、火災報知器発報9分後に焼却施設運転管理受託者の班長判断により119番通報している。

なお、戸田市消防本部の見解では、通報に際しては「燃焼対象や逃げ遅れの有無等の事実確認を行つたうえで通報することが望ましい」とされている(戸田市消防本部予防課に問い合わせ)。

以上より、火災報知器発報直後に直ちに通報するのではなく、現場確認を行つたうえで通報したことは、消防の見解とも合致している。また発報から9分後の通報は発報場所確認から現場への急行、現場状況の判断といった経過から見ると、「遅滞」とは言えず、火災当日の一連の対応に問題はなかつたと考えられる。

### 顧問弁護士見解

火災報知器発報後、職員が発報場所を確認し、現場に急行するとともに現場確認及び初期消火を行おうとしており、その後119番通報している。戸田市消防本部の見解でも、通報に際しては「燃焼対象や逃げ遅れの有無等の事実確認を行ったうえで通報することが望ましい」とされているとのことであり現場確認を行ったうえで通報したことは、消防の見解とも合致している。

また発報から9分後の通報は発報場所確認から現場への急行、現場状況の判断といった経過から見ると、「遅滞」とは言えず、火災当日の一連の対応に問題はなかったと考えられ、事務局の見解で問題ない。